

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax 092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 十日恵美須祭

久留米城南町・日吉神社



久留米市城南町の日吉神社の十日恵美須祭にお参りに出かけました。

ちょうど餅まきの時間に行き当たり、紅白のお餅を頂き、運試しの福引を引くと、“家内安

全・商売繁盛”の福笹と一緒に大きな招き猫が当たりました。



## 開業して10年目

今年は、社会保険労務士事務所・人事労務センターを開業して、10年目を迎えます。

この間、多くの事業所の皆さんや働く皆さんに支えられて事業を継続出来ていることに、喜びを感じています。

改めて、心より感謝申し上げます。

2011年4月以来、健康保険・厚生年金保険そして雇用保険の取得や喪失の手続き業務をはじめ、雇用条件の整備のための就業規則の策定や変更・改訂業務をおこなってきました。

特に、育児・介護休業法や労働契約法改訂、働き方改革などの労働法改正に伴う変更・改定については、多くのご相談をうけました。

また、事業の発展とそこで働く皆さんの処遇



昨年は色々とお世話になりました  
 本年もよろしくお願いたします  
 2020年1月1日

人事労務センター  
 社会保険労務士  
 所長 **大隈 昭子**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前4丁目33番11-702号  
 TEL 092-409-4188 FAX 092-409-4187  
 E-mail : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

の改善をめざす取り組みをすすめる事業所からの相談では、各種助成金のサポート業務などを行ってきました。

開業2年目から月刊として発行し始めた「人事労務通信」は、できるだけ季節を感じられ、役に立てる内容を心がけ、その時々の方からの質問に答え、事務所としての業務をお知らせして84号を数えました。

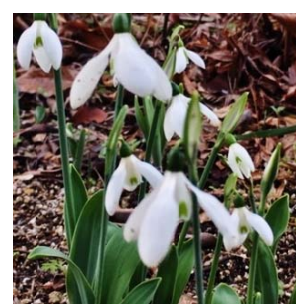
この「通信」では、皆様からの感想と同時に激励いただき、大いに元気をもらっています。

これからも、人事労務センターが、皆様のお役に立てるように、いっそう精進したいと思います。

引き続き、よろしくお願いたします。



## スノードロップ ふくち山麓はな公園



「スノードロップってなに？」直方市の「ふくち山麓はな公園」へ出掛けました。なかなか見つけることが出来ず、係の人に尋ねてやっと出会うことが出来ました。

“お正月前に開花に出会うと、翌年は幸せがやってくる”との立札がありました。

### 60歳以上で再就職し、厚生年金に加入すると年金は増えるのですか

#### Q&A

Q：退職して60歳（65歳）からの老齢厚生年金を受給している人

が、再就職して厚生年金保険の被保険者になって保険料を支払っても、もらえる年金額は変わらないと聞きましたが本当ですか？

A：そんなことは、ありません。70歳未満の在職老齢年金の受給権者が、退職するか、70歳になって被保険者資格を失い、1カ月が経過すると、在職中の被保険者期間を加えて年金額が再計算・改定されます。

Q：では、在職中に支払った保険料は、将来の年金額の再計算・改定の原資になると考えて良いのですか？

A：はい、そうです。

Q：在職老齢年金が支給停止になったり、支給停止額の変更があったりと、難しい計算式で説明されることが多いので、不安でした。

A：確かに、60歳前半の在職老齢年金と65歳からの在職老齢年金では、計算式が違いますので分かりにくいと思いますが、年金事務所では、丁寧に説明してくれます。

### 両立支援助成金 カムバック支援助成金 (再雇用者評価処遇コース)

#### 助成金情報

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等（配偶者の転居を伴う転職を含む）を理由とした退職者について、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を再雇用した事業主に支給されます。

◎助成金額

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円	28.5万円
2～5人目	28.5万円	19万円

※1事業主あたり5人まで支給

◎支給要件は、対象となる労働者に対して①退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入すること。②上記の制度に基づき、離職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として6カ月以上継続雇用し、支給申請日においても雇用していること。

◎対象となる労働者は、①「退職時または退職後に」、退職理由と再雇用の希望を申出ていることが確認できること。②退職した日の前日において、雇用保険被保険者として継続して雇用されていた期間が1年以上であること。③再雇用日において、退職の日の翌日から起算して1年以上が経過していること。

※詳細な支給要件については、お尋ね下さい。



### あとかき

年末までの東京での孫の世話から帰ってきて、新年のお参りに大宰府天満宮を訪れました。

大宰府天満宮には、センター試験直前で、受験生同士や家族と一緒に受験生が絵馬を架ける姿がありました。

交通安全のお守りを頂き、おみくじをひいて、いつものとおり、「お石茶屋」でお抹茶と梅ヶ枝餅。今年も、安全で健やかな1年となりますようにと、お願いしてきました。





**人事労務センター**  
 社会保険労務士 大隈昭子  
 TEL 092-409-4188  
 FAX 092-409-4187  
 Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)